

# 初再診料の減算やめよ

## 厚労省へ緊急要請

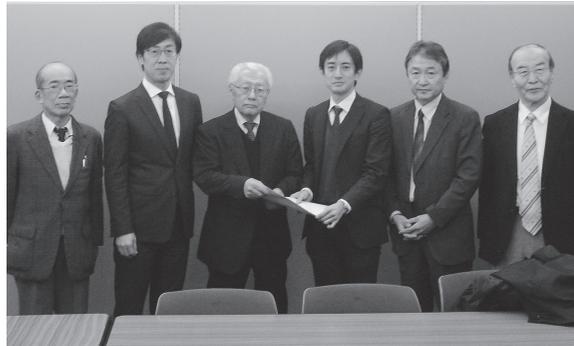
2018年度  
診療報酬改定

協会・保団連は2017年12月28日、診療報酬・介護報酬の同時改定について、厚労省保険局および老健局に①歯科初再診料に施設基準を設けて未届の医療機関の基本診療料を減算する措置を中止すること②居宅療養管理指導費や訪問歯科衛生指導料に対し、同月に同一の建物内で指導・管理する人数で3段階の差を設ける「単一建物」の導

入をしないこと—などを求めて緊急要請した。役員・事務局合わせて11人が参加し、

料に施設基準を設ける問題を、保団連として、①環境体制加算(外来)と基本診療料を引き上げる②医療機関は、医療法上の規定を踏まえて院内感染防止対策を実施しており、新設の施設基準等の届出をしていなくても、基本診療料の減算に係る取り扱いを行わないこと—を求めた。

大阪歯科協会からは吉田裕志副理事長と事務局員が参加した。保険局医療課は小嶺祐子課長補佐が、老健局老人保健課は青木仁医療・介護連携技術推進官が対応した。



厚労省の担当者(右から3人目)に要請書を手渡す協会・保団連の役員ら。左端が吉田裕志氏。2017年12月28日、東京都内

厚生労働大臣  
加藤勝信 殿

2017年12月21日

大阪府歯科保険医協会  
理事長 小澤力

### 歯科初再診料本体への施設基準と未届減算の導入中止を求める

厚労省は12月6日の中医協総会に、基本診療料に院内感染対策の施設基準を設け、届出しない医療機関に対して、初再診料を減算する提案をした。私たち大阪府歯科保険医協会は、下記の点からこれを容認できない。

初再診料は、基本的な診察行為に対する評価であり、留意事項通知で「基本診療料に含まれる」と定められた行為に、院内感染対策は含まれていない。現に医療安全に係る費用の一部は、外来環境体制加算(外来環)として別建てで評価されている。

2007年の中医協で、歯科の院内感染予防対策の費用は医科の無床診療所の3倍との資料が示され、その後も院内感染予防に求められる水準が高度化しているにもかかわらず、厚労省は、その費用に対する評価・引き上げを怠ってきた。

歯科医師会が医療安全を確保するためにかかるコストの試算結果でも、「院内感染対策費の総計1,127円に対し、再診料45点と外来環加算4点の合計490円という隔たりは大きいといわざるをえない」と述べている(「医療安全を確保するために—院内感染対策費の検討—」: 日本医療管理学会雑誌第51巻第1号40~45(2016))。医療安全のために評価されている外来環は、不採算のほんの一部を補填しているに過ぎない。

ところが今回、中医協総会に提案された「歯科医療(その2)」では、基本診療料と院内感染対策を含む医療安全の費用は、現行の初再診料と外来環の合計点数である初診時259点、再診時50点で評価済みだとする前提に立って、それよりも低点数の新たな初再診料に施設基準を設け、一定の院内感染対策の費用が含まれているかのように改変しようとしている。そして施設基準の届出をしなければ、懲罰的に初再診料を減算するという横暴な提案までしている。

ある中医協委員からは、引き上げの財源を、減算分で捻出する「財政中立」で賄えとの発言まで飛び出しており、もはやコストに見合った適正な評価と財源確保の視点がすっかり抜け落ちている。そのことは同時に、減算する場合の点数設定の根拠を欠いていることも意味する。

よって下記を要望する。

記

1. 歯科初再診料本体への施設基準と未届減算を導入しないこと
2. 院内感染対策の費用は別建てで評価し、大幅に引き上げること

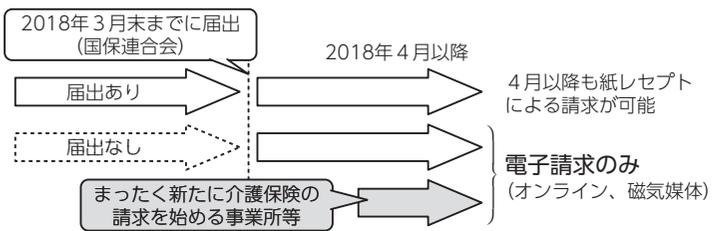
以上

### 2018年4月以降の帳票(紙)による請求の取扱い(2018年3月末までに要届出)

条件が下記の①~③に該当すれば、2018年4月以降も紙による請求が可能になる。

- ① 下記イ~ニに該当し、2018年3月末までに国保連合会に届出を行った事業所
  - イ 支給限度額管理が不要なサービス(居宅療養管理指導等)一種類のみ
  - ロ 支給限度額管理が必要なサービス一種類のみ
  - ハ 50床未満の特養及び50床未満の老健施設
  - ニ 上記イ~ハの組み合わせ
- ② 2018年3月末時点で、従事者がいずれも65歳以上の事業所で2018年3月末までに国保連合会に届出を行った事業所(その後65歳未満の従事者を雇用した場合は、翌々月から電子請求)
- ③ 改築工事や通信設備等に障害が発生する等、一時的に電子請求が困難な場合

### 電子請求、紙レセプトの請求可否(2018年4月以降)



①に該当する場合は「請求省令附則第二条による免除届出書」を国保連合会に提出する。様式は、全国共通のため、どの国保連合会のHPからでもダウンロードできる。大阪では17日現在、下記のアドレスにアップされている。  
<http://www.osakakokuhoren.jp/wp/wp-content/themes/twentyten/pdf/menjot.pdf>

### 介護報酬

## 紙レセの届出漏れに注意

2018年4月から介護保険の電子媒体での請求が義務化される(左下図)。ただし、歯科医療機関のように居宅療養管理指導費のみを算定する介護保険事業所は、届出によって紙

媒体での請求が引き続き認められる(左下図)。介護保険の算定の事績がない場合でも届出は認められる。歯科医療機関の介護保険請求は居宅療養管理指導費に限られるため、「ソフトへの入力がかえって手間がかかり、間尺に合わない」などの声が多く、大阪では、歯科医療機関の約6割、医科でも約半数が紙媒体で請求

している。4月以降に新規開業する場合や上記の届出後に移転や承継した場合などは、紙媒体(書面)による請求が認められなくなるため、2018年4月以降も介護報酬請求の書面請求を認めるよう老健局に要請している。

また、大阪歯科協会の抗議声明(左上図)を示しながら、十分な費用の手当てをしないまま基本診療料に院内感染対策の費用が含まれているのかのようになり、改定することは、すべての医療機関に不利な影響をもたらすことから中止するよう要請した。

厚労省は、中医協での論議の推移や予算の制約があり、やむを得ない対応であったと述べ、理解を求めた。療養の場所と人数で格差をつけるな

老健局は、介護給付費分科会で、医療保険と介護保険の整合性の観点から、不適切事例に対応するために導入され、医科の在籍の単一建物の考え方によって統一することになったと述べ、保険局も同様の趣旨から歯科も同様の措置を取ることになったと答弁した。

# 新卒・第二新卒DHの採用なら... ハモNAVI 学校求人プラン

こんな歯科医院様へオススメ!!

- 求人票を書くのが大変!
- 医院をもっとアピールしたい!
- 長期間の求人広告を出したい!

## Wのアピール!! リースナブルに 長期掲載!!

- ① 60校のDH養成学校へハモナビオリジナル「求人ファイル」設置!
- ② WEB上特設求人コーナー「新卒求人コーナー」開設!



詳しくはお電話か、ホームページをご覧ください

0800-111-4510 FAX.06-6393-3232

ハモナビ

検索

クリック!

<http://harmonic-net.co.jp/>